

# 「しぶかわ子ども応援券」参加取扱店募集要領

## 1 目的

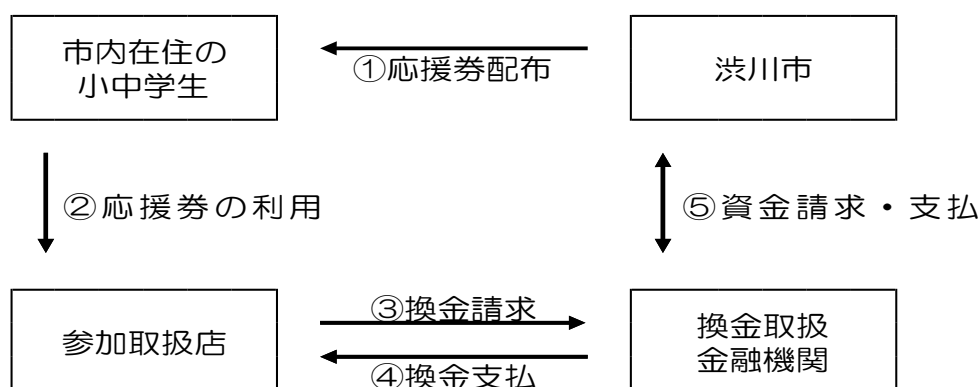
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校により、学校に行けない小中学生を元気づけ応援するとともに、市内における消費を喚起し、市内の商店等を支援するため、市内在住の小中学生を対象に、参加取扱店でのみ限定利用できる『しぶかわ子ども応援券（以下「応援券」という。）』を配布します。

これに当たって、以下のとおり参加取扱店を募集します。

## 2 用語の定義

- (1) 子ども 平成17年4月2日から平成26年4月1日までの間に生まれた者
- (2) 利用者 応援券を利用する者
- (3) 事業者 事業に参加する法人又は個人事業主
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による群馬県知事の許可を受け、市内で旅館・ホテル業を営む施設
- (5) 店舗等 商品又はサービスを取扱う店舗又は施設等（宿泊施設を除く）
- (6) 参加取扱店 市内に所在を有し、応援券が利用できる宿泊施設又は店舗等
- (7) 換金 応援券を現金に換えること
- (8) 換金取扱金融機関 参加取扱店からの請求により、換金の手続きを実施する金融機関

## 3 事業の流れ



## 4 応援券の発行について

- (1) 名称 しぶかわ子ども応援券
- (2) 発行者 渋川市

- (3) 対象者 令和2年4月1日現在、市内に住所を有する子ども
- (4) 発行価格 一人当たり1,000円券×10枚
- (5) 利用期間 対象者が応援券を受け取った日から令和2年9月30日まで
- (6) 利用対象 食料品、日用品、書籍、衣類、文房具、玩具その他の子どもが自らのために使用できる商品の購入又はサービスの提供
- (7) 利用制限（次に該当するものには、応援券は利用できません）
- ① 酒類、たばこ類及び燃料類の購入
  - ② 商品券、図書券、切手、くじ、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
  - ③ 現金との換金、金融機関への預け入れ、プリペイドカードへの入金
  - ④ 群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号）で定める有害図書類、有害玩具類その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - ⑤ 法令又は公序良俗に反するもの
- (8) その他取扱上の注意事項
- ① 応援券の額面に満たない利用であっても釣り銭は出ません。
  - ② 物品の購入等で不足分は現金等で受け取ってください。
  - ③ 利用期限を過ぎた応援券は受け取らないでください。
  - ④ 応援券の紛失や、盗難、滅失、毀損等に対し、渋川市はその責を負いません。
- (9) 子どもの保護者の責務
- 子どもの保護者は、応援券を子ども自らのために利用するよう努めるものとします。

## 5 参加取扱店について

### (1) 参加資格

子どもが自らのために使用できる商品の購入又はサービスの提供を行う、渋川市内に店舗等又は宿泊施設を有する事業者とし、渋川市内の店舗等又は宿泊施設に限り、応援券を使用できるものとします。（小売業、飲食業、宿泊業など）

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象となりません。

- ① 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に定める大規模小売店舗を営む事業者（店舗面積が1,000平方メートルを超えるもの）
- ② 市外に本店又は本部を置く事業者の店舗等（コンビニエンスストア、ファーストフード等。フランチャイズ契約を含む。）
- ③ 市税の滞納がある事業者（新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されているものを除く。応募の時点で、市による納税状況確認に同意したものと見なします。）
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を行っている事業者の店舗等又は宿泊施設

- ⑤ 渋川市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団に係る事業者
  - ⑥ 法令又は公序良俗に反する営業を行っている事業者
  - ⑦ 利用制限に定める商品又は取引等のみを取扱う事業者
- (2) 手数料  
登録に係る手数料及び換金手数料は無料です。
- (3) 参加取扱店の責務等
- ① 利用者が持ち込んだ応援券は、受け取る前に問題がないか確認してください。応援券は偽造防止措置を施していますが、不正使用が疑われる場合は受取を拒否するとともに、速やかに渋川市役所こども課へ連絡してください。
  - ② 利用者が応援券を持参したときは、応援券額面どおりの商品の販売やサービス等の提供を行ってください。
  - ③ 利用対象以外の商品の販売やサービス等の提供を行わないでください。
  - ④ 応援券の再利用を防止するため、受け取った商品券の裏面所定箇所に必ず参加取扱店名及び応援券を利用者から受領した日を記入又は押印してください。また、既に他の参加取扱店名等の記入があるものは、受取を拒否してください。
  - ⑤ 取引を行った応援券の再利用、交換、譲渡、売買は行わないでください。
  - ⑥ 利用者から受け取った応援券の盗難や、紛失、滅失、毀損、換金期限切れによる損失は参加取扱店の責務とします。
  - ⑦ 市が配付する参加取扱店であることを示すポスター等を、店頭など利用者にわかりやすい場所に掲示してください。
  - ⑧ 群馬県暴力団排除条例及び渋川市暴力団排除条例を遵守してください。

## 6 申請手続きについて

### (1) 申請方法

この「募集要領」の内容に同意の上、「様式第1号 参加取扱店申請書」に必要事項を記入し、渋川市役所商工振興課へ、郵送、FAX、持参のいずれかの方法により提出してください。(持参の場合は市役所開庁日の午前8時30分～午後5時)

「参加取扱店申請書」は、渋川市のホームページからダウンロードできるほか、こども課(市役所本庁舎)、商工振興課(市役所第二庁舎)の窓口で受け取れます。

※ 渋川市ホームページ <http://www.city.shibukawa.lg.jp/>

### (2) 添付書類

参加取扱店の位置が分かる資料を添付してください。(様式等は問いません。)

### (3) 申請期間

令和2年5月1日から令和2年8月31日まで

### (4) 申請後の審査・承認等

申請事業者について、市の審査後、参加取扱店として承認します。承認した場合は、後日「参加取扱店証明書」等を郵送等により通知します。

なお、応募結果に関する異議申し立ては受け付けません。

### (5) その他

- ① 渋川市内に複数の店舗等又は宿泊施設がある場合でも、個別の施設ごとに申請してください。
- ② 複数の店舗等が含まれる大型商業施設等の一括申込は受付できません。個別のテナント店舗ごとに申請してください。
- ③ 参加取扱店の情報（名称、所在地等）は、「応援券参加取扱店一覧」として、市ホームページに掲載し周知いたします（随時更新していきます。）。

## 7 換金について

### (1) 換金取扱金融機関

金融機関名	支店名等	金融機関名	支店名等
群馬銀行	渋川支店 渋川中央出張所 金井出張所 伊香保出張所 敷島支店	ぐんまみらい信用組合	渋川中央営業部 伊香保支店 子持支店 赤城支店 北橋出張所
北群渋川農業協同組合	渋川支所 豊秋支所 古巻支所 小野上支所 子持支所	北群馬信用金庫	本店営業部 渋川南支店 中央出張所 伊香保支店 子持支店
赤城橋農業協同組合	横野支所 しきしま支所 北橋支所	利根郡信用金庫	渋川支店 子持支店
		足利銀行	渋川支店
		東和銀行	渋川支店

### (2) 換金期間

令和2年6月1日から令和2年10月30日まで  
 （ただし、応援券を利用者から受領した日から30日以内）

### (3) 換金方法

応援券を取り扱った参加取扱店は、所定の換金申請書により、30日以内に取扱金融機関の窓口にて申請してください。

※ 取扱金融機関に口座がない場合は、新たに口座を開設する必要があります。

### (4) 申請から入金までの日数等

換金申請を受けた週の翌週中に指定口座に入金することを基本とします。

※ 休日が連続する週は入金が遅れる場合があります。

## 8 参加取扱店の取消等

申請内容に虚偽が判明した場合又はこの募集要領に違反する行為が認められた場合、

もしくは市に損害を及ぼす行為があった場合は、換金の拒否や登録を取り消す場合があります。また、それにより損害金が発生した際は市から請求する場合があります。

## 9 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。
- (2) この募集要領は、本業務の進捗状況等により随時見直すことがあります。
- (3) ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

○応援券全般に関すること 渋川市役所こども課  
〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所本庁舎  
電話：0279-22-2415（直通） FAX：0279-24-6541

○参加取扱店の募集、登録に関すること 渋川市役所商工振興課  
〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所第二庁舎  
電話：0279-22-2596（直通） FAX：0279-22-2132